

子育て支援医療費助成の対象年齢を 高校生相当年齢まで拡大します

高校生相当年齢の方の子育て支援医療受給者証は ありません！

与謝野町では、令和6年4月診療分から、高校生相当年齢の方（18歳に達した日以降最初の3月31日）まで入院・通院の医療費助成を受けることができます。

【現在の助成対象】

	中学校卒業まで (0～15歳)	高校生相当年齢 (16～18歳)
入院・通院	200円/1医療機関/月	3割負担



【令和6年4月診療分からの助成対象】

	中学校卒業まで (0～15歳)	高校生相当年齢 (16～18歳)
入院・通院	200円/1医療機関/月	200円/1医療機関/月

※令和6年度は、平成18年4月2日～平成21年4月1日生の方が対象

◆助成内容

入院・通院にかかった医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成。

※健康保険から高額療養費や付加金などの医療給付がある場合はその額を除く。

※健康診査料、薬の容器代、個室使用料、入院時食事代など保険診療外のものは助成の対象外

◆助成方法

子育て支援医療受給者証は発行しません。

いったん、医療機関窓口で3割負担していただき、後日子育て応援課窓口で医療費の返金の申請（受診日から2年以内）をしてください。

～申請で必要なもの～

- ・領収書
- ・お子さんの健康保険証
- ・振込口座番号のわかるもの
- ・進学のために与謝野町外に転出した（保護者は町内に住所を有する）方は、在寮証明または学生証（写し）

※有効期限の切れた受給者証をお持ちの方は、ご都合の良い時に、役場窓口にご返却ください。

～問い合わせ先～

与謝野町子育て応援課(加悦庁舎)
家庭応援係

TEL 0772(43)9024

